

○人事評価に関する訓令

(平成 28 年 12 月 27 日静岡県警察本部訓令第 40 号)

(目的)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づき、職員の人事評価（地方公務員法第 6 条に規定する人事評価をいう。以下同じ。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(人事評価の定義)

第 2 条 人事評価は、能力評価（職員がその職において発揮した能力について、当該職が必要とする能力について定めた評価項目に照らして行う評価）及び業績評価（職員が果たすべき役割について、当該職員が果たした役割の程度に対する評価）により行う。

(評価対象者)

第 3 条 人事評価は、職員（警視正以上の階級にある警察官、臨時的任用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。）について行う。ただし、臨時的任用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、特別評価を行うことができる。

(評価者等)

第 4 条 人事評価を行う者及び当該者が行った評価の不均衡を調整する者（以下「評価者等」という。）は、別に定める。

(人事評価の種類)

第 5 条 人事評価の種類は、定期評価及び特別評価とする。

(定期評価)

第 6 条 定期評価は、次のとおり行う。

- (1) 能力評価にあつては毎年 12 月 31 日に、業績評価にあつては毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日に行う。
- (2) 能力評価及び業績評価の評価期間は、次表のとおりとする。

区分	評価日	評価期間
能力評価	12 月 31 日	当年 1 月 1 日（1 月 2 日以降に採用された職員にあつては、当該採用の日）から 12 月 31 日までの間
業績評価	3 月 31 日	前年 10 月 1 日（10 月 2 日以降に採用された職員にあつては、当該採用の日）から 3 月 31 日までの間
	9 月 30 日	当年 4 月 1 日（4 月 2 日以降に採用された職員にあつては、当該採用の日）から 9 月 30 日までの間

- 2 前項の規定にかかわらず、評価を行う日において、休暇、休職、停職、欠勤、育児休業その他の理由により被評価者が評価期間中勤務に従事した期間が 3 月に満たない職員にあつては、定期評価を行わない。

(特別評価)

第7条 特別評価は、次の場合に行う。

- (1) 条件付採用期間中の職員（会計年度任用職員を除く。）について、その採用の日から起算して5月を経過したとき。ただし、初任科の長期課程を履修中の者については、その採用の日から起算して9月を経過したとき。
 - (2) 昇任、転任又は降任により職を異動して3月を経過した職員について、必要と認められたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、特に必要と認められたとき。
- 2 特別評価の評価期間は、第1項第1号の場合にあってはその採用の日から評価を行う日の前日まで、同項第2号及び第3号の場合にあってはそれぞれ指定する期間とする。

(併任者の評価)

第8条 職員が併任されている場合は、その職員が主として勤務している職について勤務評価を行う。

(人事評価の方法等)

第9条 人事評価に当たっては、人事評価記録書（以下「記録書」という。）を用いるものとする。

- 2 記録書の様式、作成要領等は、別に定める。

(人事評価の効力)

第10条 人事評価の結果は、その評価期間中における職員の勤務成績を示すものとする。また、当該結果は、新たに人事評価を行うまでの間当該職員の勤務成績を示すものとみなす。

(評価結果の取扱い及び保管)

第11条 人事評価の結果は、開示しない。ただし、過去2年間の勤務成績がいずれも不良の職員のうち、特別な指導・教養を推進する必要がある者として警務部長が指定するものについては、この限りでない。

- 2 警視の階級にある警察官及びこれと同等の職格にある警察行政職員の人事評価の結果は直近3回分の記録書を保管することとし、保管責任者は警務部長とする。
- 3 警部以下の階級にある警察官及びこれと同等の職格にある警察行政職員の人事評価の結果は直近3回分の記録書を保管することとし、保管責任者は県本部警務課長とする。

(会計年度任用職員の人事評価の取扱い)

第12条 会計年度任用職員の人事評価については、別に定める。

(細目的事項)

第13条 この訓令に定めるもののほか、職員の人事評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 勤務評定に関する訓令（昭和 37 年県本部訓令第 1 号）は、廃止する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日県本部訓令第 12 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 30 日県本部訓令第 25 号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(人事評価に関する訓令の一部改正に伴う経過措置)
- 3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 2 条の規定による改正後の人事評価に関する訓令第 3 条の規定を適用する。